船橋市郷土資料館
小企画展示　資料観覧のてびき　第2版
会期：平成20年11月1日～21年2月22日

習志野原開拓のあゆみ

戦時中の日本は農業の生産力が低下し食糧事情に窮した。戦後はさらに進んだ。引揚者、復員軍人、被災者の職や住まいの確保とともに、食糧増産は緊急の課題となった。これを解決するため、昭和20年11月９日「大規模な開墾、干拓、土地改良事業の実施、食糧の自給、帰農の促進」という方針の緊急開拓事業実施要領が閣議決定された。習志野原では２か月前の９月11日、開拓の鍬が入った。面積1,000余町歩・入植者400戸の計画で、農地開発営団習志野農場を事業所名に、農地開発営団の事業として開拓が始まっていた。当初は集団農場方式を採るが、次第に個人営農を望む声が多くなった。

21年１月、入植者への土地の配分にあたり、近隣地域が陸軍から得ていた採草権、買収されていた土地の返還を求めた。続いて21年４月、演習場時代からあった射撃場拡張のため、連合軍によって開拓地が接収され、入植者の驚きと失望、錯乱は筆舌に尽くせないものであった。返還、接収の面積はおよそ400町歩に及んだ。

22年９月、農地開発営団が廃止され、国（農林省）が事業を引き継いだ。23年９月、開拓事業が完成に近づくと、国から千葉県の管轄になった。24年３月、開拓事業が完了し事業所も閉鎖された。

入植者の組織は20年10月、事業所の農地開発営団習志野農場を農地開発営団習志野出張所とした時に習志野開拓団ができた。21年２月、習志野帰農組合と改め、23年１月、南・北に分かれた。23年４月、北習志野地区と南習志野地区（北部、後の船橋市域）の入植者で「北習志野開拓農業協同組合」を設立し、24年５月、南習志野地区（南部、後の習志野市域）の入植者で「南習志野開拓農業協同組合」を設立した。

24年９月、開拓地が連合軍から日本政府へようやく放出された。25年７月、千葉県知事から入植適格証が交付され、同年10月、入植者へ自作農創設特別措置法に基づく土地売渡通知書が渡された。26年１月、開拓財産が売渡された。入植者は土地所有権を得て安堵し、営農に一段と力が入ることになった。売渡された土地は、昭和32年に耕地化の状態を調べる成功検査が千葉県によって行なわれた。苦労を重ね開拓した土地であったが、止むを得

ず手放す状況も生じていた。

32年４月、耕作地へ空挺隊の誤降下が起こり、自衛隊演習地として売却する発端となった。33年３月、習志野市は企業誘致条例を制定した。南習志野地区（習志野市域）には34年以降、工場が進出した。34年12月、南習志野地区（船橋市域）の入植者は開拓地３万坪を国（自衛隊）に売却した。これは、開拓地が売買できることを意味した。

北習志野地区に接した地域では、36年８月、住宅公団高根台団地の入居が始まった。37年、南習志野地区（船橋市域）と北習志野地区の入植者は、住宅公団および船橋市開発協会へ開拓地を売却した。38年12月、北習志野地区で習志野台団地の起工があり、42年２月に入居が始まった。39年、南習志野地区（船橋市域）にも工場が進出した。

この様な中、南習志野地区（習志野市域）では経営面積が減少し、農業を放棄する入植者が増加した。組合存続の意義が薄れ、38年３月、南習志野開拓農業協同組合は総会で解散を決議し、45年３月に解散した。北習志野開拓農業協同組合は47年８月に解散した。

陸軍用地であった習志野原は戦後の食糧増産・帰農対策として開拓された。やがて高度経済成長期に入ると、習志野原は首都圏にあって工業用地、住宅用地に変わることを余儀なくされた。習志野原開拓の歴史は、そのまま日本の戦後史の一面を表すと言える。

主なできごと　習・八・船は現在の習志野・八千代・船橋の各市域または各市を表す

昭和
20年(1945) 8.14 ポツダム宣言受諾、無条件降伏決定　8.15「終戦詔書」録音放送

8.21 盛岡高等農林学校出身、陸軍習志野学校※の予備士官であった平林巌氏が、農地開発営団に出向き、習志野原開拓の決意と計画の大綱を述べ、即日、全委任される ☆戦時中の日本は農業の生産力も落ち、食糧事情が次第に悪化した。戦後はさらに進んだ。引揚者・復員軍人、被災した人々の職・住の確保とともに食糧の増産は緊急の課題であった。　※騎兵第15・16連隊の跡に置かれた。現習泉町2～3丁目内。　8.26 大東亜省・軍需省官制廃止　農商省官制改正、農林省に　8.27 事業所が「農地開発営団習志野農場」として発足 営団理事長より主任（所長）平林巌、副主任3名を任命 営団本部－営団東京事務所－習志野農場の系統　9.7 陸軍経理部から習志野原用地・建物(兵舎)使用の了解をようやく得る　9.11 鍬入式 入植者27名、農林省技師、県耕地課長、農地開発営団理事長・理事・東京事務所長ら、参加者 全52名　場所は習旧陸軍糧秣廠倉庫の北東角（習東習志野1丁目・市立習志野高等学校の北東角） 事務所と入植者用宿舎は習旧東新廠舎（習東習志野4～5丁目南部）の建物を使用　☆鍬入式が新聞に掲載され１日平均十数人の入植希望者が事務所を訪れる　☆開拓当初は集団農場方式を採り ・ゴルフ場※のサツマ芋掘と麦蒔 ・ガンヂー牧場※の耕作と乳牛管理 ・

(20.)人力開墾・機械開墾・輸送(馬匹)・営農・製塩・製炭・製材建築・鑿井・電気・購買所・澱粉餅　の各班で作業を分担したが、個人営農を望む声が多くなった。
※ゴルフ場：元 鷹之台ゴルフ倶楽部、千葉郡犢橋村横戸～柏井(現千葉市花見川区横戸町～柏井町)、29.5.鷹之台カンツリー倶楽部として再開。　※ガンヂー牧場：興真牛乳醫習志野牧場、大和田町大和田新田（現 八千代市大和田新田)、30年興真乳業醫に社名変更、現在八千代市内には工場のみ。ガンジー(Guernsey)＝乳牛の品種　ガーンジー、ゲルンジー。　☆両施設とも陸軍習志野学校が自給用の畑とするため借用、農地開発営団が引継ぐ。ゴルフ場のサツマ芋は２万貫(75トン)位の収穫で、この年の入植者の糧となる。　☆計画の一部　耕地割(畑)：農道(側溝付3.6m幅)で東西120間(217m)×南北100間(181m)＝4町歩の区画とし、4町歩を南北の農道で2町歩に分け、さらに耕作道(1.8m幅)で分けて一筆2反宛の区画とする。防風林：東西55m幅・南北36m幅で、500m～800m間隔として松を植栽する。　9.13 大本営廃止　　10.9 豊多摩刑務所※が連合軍に接収され、職員31人・受刑者31人の最初の一団が習旧陸軍糧秣廠倉庫に移転　千葉県農務課の斡旋で千葉刑務所と開墾業務の契約が成立していたが、緊急を要する豊多摩刑務所に変更された　受刑者は逐次増加、習志野原で開墾鍬による手開墾作業の労務を提供した　道路づくりや井戸掘りの手伝いなども行なった　高津東廠舎跡地（旧東新廠舎西隣り・習東習志野3丁目）を農場とし、野菜等を栽培した(20.11.・444人　21.6.・約700人　後・最高800人に)　　※東京都中野区に所在、主に政治犯・思想犯収容、後の中野刑務所。移転して「千葉刑務所習志野作業所」と称した。
10.15 参謀本部(陸軍)・軍令部(海軍) 廃止　　10.19 農地開発営団習志野農場を分けて「農地開発営団習志野出張所」と「習志野開拓団」とする　☆緊急開拓事業のモデルケースのため営団本部の直轄事業となる。　11.6 ＧＨＱ、財閥解体を指令
11.9 緊急開拓事業実施要領閣議決定（終戦後の食糧事情、復員に伴う新農村建設の要請に応え、大規模開墾・干拓・土地改良を実施、食糧自給化、離職者帰農促進 の方針）
11.25 三笠宮、習志野原開拓視察※ 農場生産のサツマイモ・牛乳を献上　※説明用資料より：400家族の入植受付終了、農場地域は開拓可能地800町・ガンジー牧場4町・ゴルフ場15町、家畜は馬20頭・乳牛17頭・豚21頭、車両・機械は自動車5台・トラクター3台(6屯)・ブルドーザー5台(10屯2台、7屯3台)・プラウ(犂)1台・ハロー(砕土機)2台他。
11.30 陸軍省・海軍省 官制廃止（12.1 官制公布、第1復員省・第2復員省に）　11.運輸省建設部と十坪家屋※100棟を1地区～5地区に建築の契約（21.3.完成）　☆個人住宅建築の準備開始。　※間口4間・奥行2.5間、土間付2室、土台石なし、ルーフィング葺、畳・天井なし、便所別棟　12.29 農地調整法改正公布（第1次農地改革　21.2.1 一部施行、21.4.1 全施行）
21年(1946) 1.15 個人営農に移行する土地配分のため、1地区～9地区に分けた習志野原全

(21.)域を入植者全員で下見　土地1,048町歩、入植予定者400人(戸)・1人(戸)2.5町歩-耕作地は1.5町歩-の配分計画　☆近隣の農家が陸軍より得ていた採草権や買収された土地の返還を前年12月末から求めていた。交渉は約半年に及び、大和田町新木戸・高津・高津新田、幕張町馬加・武石・実籾、犢橋村、豊富村坪井・古和釜、二宮町三山・薬園台、船橋市宮本・七林へ山林134.3町歩・原野25.5町歩・水田12.5町歩、合計172.3町歩を分譲・返還、入植も認めることになった。　2.17 新円切換、旧円預貯金封鎖　2.24 習志野開拓団を「習志野帰農組合」に改める　初代組合長 加瀬淡氏　この後、連合軍に接収される5地区・6地区を除き、農事実行組合を結成(農業協同組合設立まで)各地区への入植者が決定した後、1地区-愛宕あたご、2地区-安生津あきつ、3地区-習志野、4地区-実家台みいだい じつかだい、7地区-七ツ台ななつだい、8地区-御幸みゆき、9地区-高郷たかさとの字名を付ける　3. 1地区～5地区に各20棟・計100戸の十坪家屋が完成し、移住始まる　4.15 近隣地域との土地返還交渉の最中、演習場時代からあった射撃場拡張のため、5地区・6地区を接収する連合国軍政部指令が出る　1週間後の4月22日に作業着手とされた(7地区の一部も含んだが後に返還)　☆該当面積は221.97町歩、内 耕地(予定)は100.9町歩で、27町3反が畑に開墾され、10町5反に馬鈴薯・蔬菜が作付け済み。該当107戸の入植者は5地区・6地区を除く各地区で受け入れ、解決することになった。この接収と先の返還・分譲の合計は394.27町歩、1人(戸)2.5町歩の配分が1.5町歩-耕作地1町歩-に減少。『習志野開拓史』に「…逃れることの出来ない不可避的の問題であっただけに、入植者一同の驚きと失望と、これに基づく錯乱は筆に尽くし得ないものがあり、開墾も耕作も手につかない有り様であって…」と記される。　4.農地開発営団の特別事業として八ガンジー牧場（興真牛乳習志野牧場）に「農地開発営団習志野開拓実習農場」設置　約8町歩で営農指導を開始(～22.9.)　4.播種期を控え、受刑者の耕した土地が入植者へ2反歩仮配分される　2地区安生津入植者の例：5月、主に澱粉用サツマ芋-沖縄百号-を植え、秋に鶏卵大か、まれに野球ボール位の芋を収穫できたが、1反あたり80貫・300kg足らず。この跡に1反歩5升の小麦を蒔き、3升の収穫。翌22年も仮配分の土地にサツマ芋を作付し、供出。　4.習旧高津西廠舎※の千葉県厚生寮内（引揚者居住）に千葉医科大学（24.千葉大学医学部）の簡易診療所が置かれ、医師が1日置きに派遣される（27年度まで経営）　※旧高津東廠舎の西方に所在。後の習若松町、現習東習志野2丁目の大部分の区域。　5. 運輸省建設部と七坪家屋※250棟の契約 インフレの影響で再三の契約変更がある(22.12.完成)　☆7地区～9地区に土地を配分された人々は遠距離のため、当初より現地に共同仮小屋を建てるか、習旧東新廠舎から通うなどして開墾作業に従事　※間口3.5間・奥行2間、土間付2室、土台石なし、トントン葺(柿葺)、畳・天井・壁なし(各自が塗る)。　6.7 天皇、千葉県巡幸、習志野原開拓視察※　※説明用資料より：入植者426戸1,359人(男805・女554)、

(21.)開墾完了地255町歩、作付済面積は小麦34町歩・馬鈴薯13・南瓜(かぼちゃ)8・玉蜀黍(とうもろこし)12・陸稲(おかぼ)5・雑穀10・蔬菜12・甘薯50(目途150)町歩、車両・機械がトラクターとブルドーザー20台（稼働率6～7割）・プラウ(犂)6台・ハロー(砕土機)5台　☆習志野原が全国に先駆けた開拓のモデル地区であり、農地開発営団本部のある東京に近いため、営団本部は購入する開墾用車両類を一度、習志野に集め、機能試験を兼ねて開墾に使用した。二十数台もあったが実働は最高で8台くらい。　6.14 千葉県、経済部に「開拓課」を新設し開拓主管課とする　8.10 農地開発営団の特別事業として習旧東新廠舎の一角に「粉食加工場」を設置　機械は麦の製粉・製パンが主、この頃はまだ麦類の収穫がなく利用度が低かった　8.15 連合軍へ習志野原の放出申請（第1回）一回答なし　9.11「千葉県開拓者連盟」結成（任意団体、全国組織の全日本開拓者連盟傘下に入る　千葉県は7地区から成り、初代連盟委員長は習志野帰農組合の羽倉太郎氏、44.3.4 親睦会「千葉県拓友会」を設立して統合、開拓者の親睦団体に変わる）　10.18 新京成電鉄㎭設立(10.23 登記)　10.21 第2次農地改革諸法公布（農地調整法改正・自作農創設特別措置法）　11.3 日本国憲法公布（22.5.3 施行）　12.1 千葉県、開拓課・耕地課・農地課の構成による農地部新設（22年度末、農業協同組合課を加え4課となる）

22年(1947) 1.18 開拓者資金融通法公布　1.農地開発営団が「千葉県支部」設置 営団本部－関東事務所－千葉県支部－習志野出張所の系統に　1.この頃、鉄道連隊演習線跡地を利用した新京成電鉄の路面拡幅工事で入植者が初の出稼ぎ　3.12 連合軍、旧騎兵学校施設※を接収しキャンプパーマー設置　※現陸上自衛隊習志野駐屯地 船薬円台3丁目。　3.31 開拓者資金融通法で営農資金が国から借用可能となる　5年据置15年分割払、融資は24年度末で打切り　3.31 教育基本法・学校教育法 各公布(4.1 新学制 小・中学校発足)　6.連合軍、小型機の滑走路とするため、4地区習志野(船習志野4丁目）の土地を接収　6.「千葉県開拓者協会」設立（財団法人、下志津原栗山・現四街道市栗山に設置の千葉県開拓基地農場は開拓農家へ種苗・種畜を供給、27.7.閉鎖）　9.30 農地開発営団廃止、農地開発営団習志野出張所は農林省の「国営開拓習志野事業所」となる　☆交通営団を除く各営団は、連合軍が閉鎖機関に指定、21年～22年に廃止された。　10.11 米軍射撃演習の流れ弾を受け、畑で芋掘り作業中の土井美喜穂氏（2地区安生津）が腹部盲管銃創により死亡　☆前年の4月下旬以降、射撃場(西北西→東南東 向)東方地域の畑・宅地に流れ弾が落下するようになった。11.19 農業協同組合法・農業団体整理法 各公布　12.22 改正民法公布　12.27 新京成電鉄、新津田沼―薬園台 間開通、新津田沼駅・薬園台駅 開設　12. 七坪家屋がようやく完成　建築資金は国庫補助・営団融資・自己資金を充て、補助金と既払込金を除く単価を ・十坪家屋6,078円22銭　・七坪家屋6,828円22銭 と決定　☆20年11月

(22.)の個人住宅建築契約から完了までの2年間について、平林巌氏は「…耕地近傍に家を欲する入植者の願望は極に達し、…営団本部・同関東事務所・同千葉支部、運輸省建設部（建築請負業者）との交渉を重ね、習志野原開拓中、最大のエネルギーと最長の時間を要したものは、この住宅建築であった」と回想している（『習志野開拓史』）。
☆入植者が旧東新廠舎に居住の時、就学児童は幕張町の長作小学校※へ通学　各地区に移住後、1地区～3地区の児童は引続き長作小学校へ通学(後、実籾小学校へ)、4地区・7地区～9地区の児童は二宮町の二宮小学校※へ通学。　※長作小：22年に幕張東小学校と改称、29年に千葉市立長作小学校と改称（29.9. 習志野市立実籾小学校が分離独立)。　※二宮小：22年4月 旧東部軍管区教育隊兵舎を改築し薬園台分校設置、25年4月 薬園台分校が独立し二宮第二小学校となる（28.8. 船橋市立薬園台小学校と改称)。
※16年～22年の間、小学校は「国民学校」と称した。

23年(1948) 1.18「習志野帰農組合」が南・北※に分かれる　南：1地区愛宕・2地区安生津・3地区習志野　北：4地区実家台・7地区七ツ台・8地区御幸・9地区高郷　南の組合は事務所を旧高津東廠舎の北側に置く(習東習志野3丁目)　※習志野原は中央を通る成田街道（南西―北東 方向）により北西側と南東側に二分されていた。北西側を「北習志野」、南東側を「南習志野」と称した。4地区実家台は成田街道に接し「南習志野」に所在。　4.1「北習志野開拓農業協同組合」設立　4地区実家台・7地区七ツ台・8地区御幸・9地区高郷　事務所は旧東部軍管区教育隊内の倉庫に置く(船薬円台4丁目19)
5.22 千葉県渉外課を通じ、連合軍千葉軍政部へ習志野原の放出申請(第2回) －耕作中の用地への立入禁止や耕作用地の取り上げはしない（5.27 軍政部担当の私見)
7.1 運輸省建設本部を建設省に移管　7.18「千葉県開拓生産農業協同組合連合会」設立（11.20 登記、農業法人、30年度 名称変更「千葉県開拓農業協同組合連合会」に）
6.農地開発営団閉鎖後の粉食加工場が南習志野組合に払下げられ直営となる　製粉機更新・製麺機導入　後に利用度が高まり組合解散まで稼働　北習志野組合は遠距離のため権利を放棄（27年 事務所敷地内へ製粉工場設置）　8.26 新京成電鉄、薬園台―滝不動 間開通、滝不動駅 開設　8.保健婦(保健士)2名が常駐※ 南習志野・北習志野を分担　助産、婦人会活動等にも尽力　※国の制度で医療施設に恵まれない地域へ入植した人々への保健衛生・生活改善指導を目的として設置。22年～41年度まで実施。県職。　8.土壌改良のため炭酸カルシウムが配給される　9.30「国営開拓習志野事業所」から「千葉県習志野開拓建設事業所」となる　☆開拓が完成に近づき、国から県の監督下へ。　10.8 新京成電鉄、習志野駅・高根木戸駅 新設　10.8 生活必需品111種の価格統制撤廃（電球・歯磨き・ポマード等）　11.19 大蔵省が連合軍千葉軍政部へ習志野原の放出申請(第3回) 2地区安生津の大部分を除外する案で、事業所は24年1月に知る－解除申請は不許可（24.1.21 軍政部回答）　☆直後に連合軍が

(23.)習志野原の確定精密測量実施、入植者間に演習場の拡大・接収などの憶測が広がる。

12.13 新京成電鉄、前原駅 新設　12.31※電気工事完了、全戸に電灯がつく 22年に大蔵省から習志野原周辺の電柱用材550本の売渡しを受け、入植者が伐採・運搬 関東配電㈱※との交渉は数十回にわたる 電気工事は総延長25km 受益者負担で工費は南習志野63万円・北習志野183万円の合計246万円 使用容量100W ☆この時まで照明は石油ランプか、種油・廃油などを灯し代用した。入植者にとって夕刻時の点灯の感激は、各家から一斉に聞こえた歓声と共に忘れられない思い出であるという。(『習志野開拓史』『砂塵を越えて』『拓想』) ※点灯日、『習志野開拓史』では12月28日。

※関東配電、26.5.1 電力会社の一つ東京電力㈱となる。

24年(1949) 1.8 新京成電鉄、滝不動―鎌ヶ谷大仏 間開通、三咲駅 開設　3.16 新京成電鉄、二和向台駅 新設　3.24 千葉県開拓課・調整課・渉外課の斡旋も功を奏し、連合軍千葉軍政部が習志野原の現地調査を実施 射撃場・222町歩と射線上の東方1,000ヤード・914.4mまでの区域並びに滑走路を除き当然放出されるべきと軍政部経済課長言明　3.30 千葉県開拓課を通じ、連合軍千葉軍政部へ射撃場・滑走路を除く習志野原全域の放出申請(第4回) 県開拓課→大蔵省千葉地方部→県渉外課→千葉軍政部―許可される(24.9.)　3.31「千葉県習志野開拓建設事業所」閉鎖 約40人の職員は千葉県や東京農地事務局に配置換 平林厳所長も東京農地事務局の本庁へ転勤 ☆習志野原開拓事業が完了。 4.4 農地開発営団閉鎖後、八「習志野開拓実習農場」が南習志野開拓組合へ特別譲渡される　5.21「南習志野開拓農業協同組合」設立 1地区愛宕・2地区安生津・3地区習志野　9. 4回目の申請で習志野原が連合軍から日本政府へ放出される 正式返還、大蔵省雑種財産になる ☆2地区では21.4.22に射撃場の東方600ヤード・548.64mまで接収されていたが、さらに東方400ヤード・365.76mまでの放出されない地域が決定。8戸の宅地、農地が含まれた。 12.国より2地区東部の8戸に移転指示 (25.3.末 移転完了)

25年(1950) 3.31 習志野原が大蔵省雑種財産から農林省開拓財産 (国有未墾地) へ所管換えとなる　3.31 移転指示のあった2地区習志野東部の8戸は1地区愛宕で3戸、2地区安生津で4戸、八大和田町高津新田で1戸、各々受入れ完了　6.25 朝鮮戦争始まる (27.7.10 休戦会談開始) この年、特需景気おこる　7.1 みそ・しょう油、自由販売になる　7.千葉県による開拓状況の視察後、県知事から入植適格証が交付される 後の経営状態が不適当であったり開拓に従事しない場合は入植を取消す旨が記される

8.10 警察予備隊令公布、即日施行　9.11 自作農の創設に関する政令 (ポツダム政令―強制譲渡令) 公布　10.千葉県知事から入植者に土地売渡通知書が渡される 自作農創設特別措置法に基づく

26年(1951) 2.1 開拓者へ開拓財産が売渡される 土地所有権保存登記完了 ☆入植者の土

(26.)地所有権確立。安堵したが取得対価は約2,600円で各自、資金の工面に苦労する。登記により1地区愛宕→幕張町に、2地区安生津→大和田町に、3地区習志野・4地区実家台・7地区七ツ台・8地区御幸・9地区高郷→二宮町にそれぞれ所属　2.14～15 猛吹雪で電車など交通機関が止まる　☆入植者の家屋では隙間から雪が舞い込み、寝ている布団の上に積もるほどであった。　6.警察予備隊が船薬園台（キャンプパーマー）に駐屯　9.8 サンフランシスコ講和会議で対日平和条約・日米安全保障条約を調印（27.4.28発効）　10.20 千葉県、農地課・開拓課を統合「農地開拓課」に改称（37年、農地開拓課を廃して「農地課」とし、同課指導係が開拓行政担当することになる）　10.連合軍が船キャンプパーマー閉鎖、警察予備隊へ移管

27年(1952) 4.1 砂糖の統制撤廃　4.28 対日平和条約・日米安全保障条約 発効(日本主権回復、ＧＨＱなど廃止)　7.15 農地法公布（農地調整法・自作農創設特別措置法・ポツダム政令は廃止）農地改革後の自作農の法的保障　10.15 警察予備隊を保安隊と改称

28年 7.15 少額通貨の整理および支払金の端数計算に関する法律公布、28.12.31を限り1円未満の通貨(銭・厘)の通用禁止　8.1 二宮町が船橋市に合併　3地区習志野・4地区実家台・7地区七ツ台・8地区御幸・9地区高郷が船橋市に所属　9.1 町村合併促進法公布　11.1 新京成電鉄、前原―京成津田沼 間延長開通、新津田沼駅移設（36.7.1藤崎台駅に改称）

29年(1954) 1.15 大和田町と睦村が合併し八千代町が成立（9.1 阿蘇村編入）　4.1 2地区安生津が八千代町から幕張町に編入される　4.1 千葉郡豊富村が船橋市に合併　6.30 平林巌著『習志野開拓史』発行　発行者は「千葉県千葉郡幕張町愛宕　習志野開拓農業協同組合」とある　☆この頃、乳牛の数は北習志野組合160頭、南習志野組合70頭。7.1 防衛庁・自衛隊（陸上・海上・航空）発足　7.6 幕張町(含 1地区愛宕・2地区安生津）が千葉市の一部となる　7.陸上自衛隊習志野駐屯地創設　8.1 千葉郡津田沼町と千葉市愛宕(1地区)・安生津(2地区)・実籾・長作・天戸、馬加(一部)が合併し習志野市成立　1地区愛宕は習志野市東習志野町1丁目・3丁目と若松町に、2地区安生津は同東習志野町2丁目となる（29.8.28 長作・天戸は再び千葉市に編入）

30年(1955) 1.1 船橋市、旧二宮町と旧豊富村地区の大字・小字を廃止し新町名設定　9地区高郷→習志野町1丁目に、7地区七ツ台→同2丁目に、8地区御幸→同3丁目に、4地区実家台→同4丁目に、3地区習志野→同5丁目になる　4.21 新京成電鉄、津田沼―松戸 間全通(単線)　4.船習志野駐屯地に臨時空挺練習隊創設　7.25 日本住宅公団設立　9.30 船習志野町5丁目(3地区習志野)が一部を残し習志野市に割愛編入される　11.1 習志野市、習志野町5丁目(3地区習志野)を東習志野町4丁目・5丁目に町名変更　30年頃、石油コンロを購入し煮炊きに使う入植者の家々がある

31年(1956) 1.千葉県から農地法に基づく検査のため開拓地へ立入る通知を受ける　7.17 経済企画庁、経済白書「日本経済の成長と近代化」発表“もはや戦後ではない”と宣言

32年(1957) 4.船4地区実家台の畑地へ陸上自衛隊空挺隊の誤降下が起こる 3万坪売却の発端　この年、千葉県が売渡した土地の耕地化の状態について調べる「成功検査」を実施　☆開拓地が農地として合格し、名実ともに入植者の個人所有となる。同時に離農者も確定し、継続補充入植者が認定される。　☆この頃から、困窮のため止むを得ず開拓地を手放す入植者が出始める。

33年(1958) 1.22 新京成電鉄、旧鉄道連隊演習線用地の払下げ契約を国と締結　3.6 習志野市、企業誘致条例を制定

34年(1959) 12.28 自衛隊演習場用地拡張のため、船4地区実家台の畑地・原野約3万坪(習志野3丁目の一部)を国に売却　☆入植者は開拓地売却の可能性を確信できるようになる。　この年、川鉄金属が習1地区愛宕・若松町（東習志野2丁目）に進出

35年(1960) 12.千葉県が習志野原開拓地の工場用地転用の事前審査許可　この年、鑿日立製作所が習1地区愛宕・東習志野町1丁目（東習志野7丁目）に進出

36年(1961) 1.鈴木金属工業鑿と八幡溶接棒鑿が習2地区安生津・東習志野町2丁目(東習志野7丁目）に、三井木材が習3地区習志野・東習志野町5丁目（東習志野6丁目）にそれぞれ進出　☆南習志野地区(習)入植者は経営面積が従来の半分以下になる。農業を放棄する者が増加し、組合存続の意義が薄れる。　5.31 黙船橋市開発協会設立　6.12 農業基本法公布　8.1 新京成電鉄、高根公団駅 新設　8.23 新京成電鉄、新津田沼駅新設移転、前原―新津田沼 間開業　8.25 船9地区高郷の北隣り、住宅公団高根台団地の第１次入居開始

37年(1962) 10.船4地区実家台が船橋市開発協会と開拓地30,300坪の売買契約　この年、船7地区七ツ台が船橋市開発協会と開拓地の売買契約、船8地区御幸・船9地区高郷が住宅公団と開拓地の売買契約　この年、南部精鋼鑿が操業開始　船4地区実家台・習志野町4丁目（習志野4丁目）

38年(1963) 3.南習志野開拓農業協同組合が総会で解散の決議 7年に及ぶ精算業務に入る　12.1 船住宅公団 仮称北習志野団地（習志野台団地）起工

39年(1964) 10.日本軽金属鑿船橋工場が操業開始　船4地区実家台・習志野町4丁目（習志野4丁目）

40年(1965) 4.27 南習志野地区(習)の人々が千葉刑務所習志野作業所（豊多摩刑務所）農場※の解放陳情書提出　☆工場が進出して住宅化が急速に進んだため、この後、刑務所移転をたびたび願い出る。　※高津東廠舎跡地　習東習志野3丁目。

41年(1966) 4.11新京成電鉄、北習志野駅 新設

42年(1967) 1.1 八千代町市制施行、八千代市成立　2.1 船住宅公団習志野台団地入居開

(42.)始　習志野町1丁目～3丁目内（習志野台3･6丁目内）　11.1 船橋市、習志野町1丁目～3丁目（7地区七ツ台･8地区御幸･9地区高郷）と 坪井町･古和釜町の各一部を町名変更、船習志野台1丁目～8丁目・高根台町5丁目(一部)となる

43年(1968) 5.15 新京成電鉄、新津田沼駅移転、藤崎台駅(～5.14)廃止　12.19「習志野地名発祥の地」が船橋市指定文化財(史跡)になる　船8地区御幸・習志野台4丁目

44年(1969) 4.1 習旧高津東廠舎跡（習1地区愛宕･東習志野3丁目）に習志野市立東習志野小学校、(同)市立第四中学校が開校　東習小は(同)市立実籾小学校より分離新設･8.校舎竣工、第四中は(同)市立第二中学校より分離新設　10.1 習志野市東習志野町の飛地「新生しんせい」が全域、千葉市（花見川区作新台）へ編入完了

45年(1970) 3.22 南習志野開拓農業協同組合解散 臨時総会で決算報告等承認　10.三浦印刷蠶船橋工場が操業開始 船4地区実家台・習志野町5丁目（習志野4丁目）

47年(1972) 4.習旧高津東廠舎跡(習1地区愛宕･東習志野3丁目)に視聴覚センター設置（平成16.4.教育センターと統合「総合教育センター」に）　5.1 船橋市、習志野台1丁目～8丁目（7地区七ツ台･8地区御幸･9地区高郷）に住居表示実施　大部分が船習志野台1丁目～8丁目と船西習志野1丁目～4丁目（主に旧習志野台1丁目･4丁目各一部)になる　8.17 北習志野開拓農業協同組合が総会で解散の決議、親睦会「習友会」発足

48年(1973) 2.28 千葉県開拓農業協同組合連合会解散 清算開始(10.11終了)　7.1 習志野市、1地区愛宕・2地区安生津・3地区習志野の東習志野町1丁目～5丁目･若松町に住居表示実施　習東習志野1丁目～8丁目となる

50年(1975) 2.7 新京成電鉄､新津田沼―松戸 間全線複線化　3.習旧糧秣廠跡地（習3地区習志野・東習志野1丁目）へ習志野市立習志野高等学校が習鷺沼町1丁目(鷺沼2丁目)から移転　4.1 習3地区習志野・東習志野6丁目に習志野市立実花小学校が開校　市立東習志野小学校より分離新設

54年(1979) 2.1 船橋市、4地区実家台の習志野町4丁目・5丁目に住居表示実施　船習志野1丁目～5丁目となる　2.習友会、機関紙『習友』創刊号発行（～第5号･58年）

56年(1981) 11.1 習友会、開拓写真展開催　船習志野台公民館（～11.3）

59年(1984) 4.習旧高津東廠舎跡（習1地区愛宕･東習志野3丁目）にプラネタリウム館開館

60年(1985) 9.22 南習志野地区(習)、習志野原開拓40周年式典開催　習視聴覚センター 東習志野3丁目

62年(1987) 12.3 南習志野地区(習)、習志野原開拓史編纂委員会『習志野原開拓史』刊行

平成

6年(1994) 12.3 習友会、『北習志野開拓五十周年記念誌　砂塵を越えて』発行

7年(1995) 5.習友会、『北習志野開拓五十周年記念写真集 ならしの』発行　5.21 習友会、北習志野開拓五十周年記念写真展開催　船船橋アリーナ(～5.28)　6.1 習友会、

(7.)北習志野開拓五十周年記念写真展開催　船船橋市郷土資料館(～6.30)

8年(1996) 4.27 東葉高速鉄道開業、船北習志野・船橋日大前 他各駅開設

14年(2002) 2.14 習旧圍壁砲台が「旧陸軍演習場内圍壁」として国の登録有形文化財になる(13.11.16 答申)　習1地区愛宕・東習志野4丁目

17年(2005) 3. 安生津開拓者の会、『拓想　習志野原開拓60周年記念特別号「東習志野の昔はと問われて」』発行　7.27 習友会、習志野原開拓六十周年記念行事の展示 船習志野台公民館(～8.1)　8.2 習友会、習志野原開拓六十周年記念行事で郷土資料館企画展「あれから60年ー戦争の時代をこえて」の第2部「習志野原開拓の記録」を共催(～10.30)

19年(2007) 2.5 習友会、『習志野原開拓六十周年記念誌　砂塵を越えてII』発行

主な参考文献：

『習志野開拓史』平林巌編　習志野開拓農業協同組合刊　昭和29年(1954)
『習志野原開拓史』(同史)編纂委員会編　昭和62年(1987)
『北習志野開拓五十周年記念誌　砂塵を越えて』習友会　平成6年(1994)
『岐路　三万坪の攻防』山口六郎　平成11年(1999)
『拓想　習志野原開拓60周年記念特別号』安生津開拓者の会　平成17(2005)
『習志野原開拓六十周年記念誌　砂塵を越えてII』習友会　平成19年(2007)
『習志野市史　第一巻　通史編』習志野市役所　平成7年(1995)
『八千代市の歴史　通史編　下』八千代市　平成20年(2008)
『船橋市町名等変更一覧表』船橋市広報部自治振興課　昭和56年(1981)
『絵にみる図でよむ　千葉市図誌（下巻）』千葉市　平成5年(1993)
『角川日本地名大辞典12　千葉県』㈱角川書店　昭和59年(1984)
『新京成電鉄五十年史-下総台地のパイオニアとして-』新京成電鉄㈱ 平成9年(1997)
『近代日本総合年表』㈱岩波書店　1978年(昭和53)

資料提供者・協力者（個人・団体 五十音順、敬称略）
佐藤イツ子　佐藤憲一　平野喬　福田幸作　別所弘三
安生津開拓者の会　習友会　八千代市郷土博物館

船橋市郷土資料館　船橋市薬円台4-25-19　平成20年11月22日